

令和 5 年 2 月 1 7 日 招集

唐津市議会臨時会提出議案

唐 津 市



## 議 案 目 次

報告第 1 号	専決処分の報告について（その1）	1
報告第 2 号	専決処分の報告について（その2）	3





(2) 前号以外に唐津市と 5 の損害賠償及び和解の相手方には何ら債権債務が存在しないことを相互に確認する。

## 報告第 2 号

### 専決処分<sup>1</sup>の報告について（その 2）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成 17 年条例第 9 号）第 1 号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 2 月 17 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

### 専 決 処 分 書

損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成 17 年条例第 9 号）第 1 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 1 月 18 日

唐津市長 峰 達 郎

#### 1 事故の内容

市道上における地域消防課庁用車の軽自動車への接触による物損事故

#### 2 事故発生年月日

令和 4 年 12 月 9 日

#### 3 事故発生場所

佐賀県唐津市和多田大土井 4972 番 5 地先の市道上

#### 4 損害賠償の額

金 48,400 円

#### 5 損害賠償及び和解の相手方

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

#### 6 和解の要旨

(1) 唐津市は、5 の損害賠償及び和解の相手方に対し 4 の損害賠償の額を支払う。

(2) 今後本件に関しては、双方とも裁判上又は裁判外において一切異議申立て、請求を行わないことを相互に確認する。



